

■ 習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に 取り組むまちづくり条例（案）制定に係るパブリックコメントの実施について

本市では、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができるよう確固とした健康なまちづくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民の皆様を示す必要があると考え、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例（案）」、通称『習志野市健康なまちづくり条例』の制定を目指しています。

そこで、市民の皆様にご意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。

この条例は、ヘルスプロモーション\*の考え方にに基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が多分野間で連携及び協働し、保健医療分野だけでなく社会的な責任として取り組むことを規定しているところが特徴となっています。ヘルスプロモーションの考えを忠実に反映して制定する条例としては全国初となります。

※ヘルスプロモーション：世界保健機関が1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、2005年のバンコク憲章で承認された『人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと。

▽パブリックコメント実施要領▽

【期間】 9月1日（土）～9月30日（日）

【資料】 健康支援課（保健会館1階）及び情報公開コーナー（市役所第4分室1階）で閲覧・配布している他、市ホームページで公表。

【意見を提出できる方】

市内在住・在勤・在学

【提出方法】

①持参（健康支援課）②郵送（〒275-0016 津田沼 5-14-24 習志野市役所 健康支援課宛）③FAX（047-451-4822）④市ホームページからの送信

【問合せ】健康支援課 鳥見・鈴木 TEL047-451-1151 内線406

## 平成 24 年 8 月 27 日定例記者会見記者発表事項（健康支援課）

習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例（案）

健康なまちとは、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動するとともに、いきいきと安心して幸せな生活を送ることができる地域社会のことである。

このような地域社会の中で人や地域を愛し、健康づくりを楽しみ、その活動を通して生命の大切さを知り、人生の意義を学び、幸福を実感できることは、いつの時代であっても全ての市民にとって共通の願いである。

健康なまちづくりを推進するためには、個人の健康観が、性別や年齢、生い立ち、生活環境によって多様であることを考慮し、あらゆる分野と立場において健康を意識した施策及び活動に取り組み、個人が行う健康的な生活習慣づくり及び健康を支え守るための社会環境の整備を連携及び協働しながら行うことが求められる。

このような認識に基づき、健康なまちづくりについての基本理念を明らかにし、必要な事項を定めることにより、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、健康なまちづくりを推進するため、その基本理念を明確にし、市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者の責務を定めることにより、それぞれが連携及び協働して、健康なまちづくりに取り組み、もって全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる社会を築くことを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）健康なまちづくり 市民が自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするための個人の健康づくりに取り組むこと及び地域社会全体が個人の健康を支え、守るための社会環境づくりに取り組むことをいう。
- （2）市民活動団体 地縁型組織、特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。
- （3）事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人又は個人をいう。

## 平成 24 年 8 月 27 日定例記者会見記者発表事項（健康支援課）

- (4) 健康づくり関係者 医療保険者、医療機関、教育機関その他個人の健康づくりに関する活動を継続的に行うものをいう。

(基本理念)

第 3 条 健康なまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むよう努めなくてはならない。
- (2) 市、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者は、社会環境が個人の健康に与える影響に鑑み、市民が継続的に健康づくりを楽しめるよう、地域社会全体として個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に連携及び協働して取り組むよう努めなくてはならない。

(連携及び協働)

第 4 条 市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者は、次条から第 9 条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、健康なまちづくりに関する施策又は活動を実施するよう努めなくてはならない。

- 2 市は、健康なまちづくりの推進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めなくてはならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、長期計画、その他各種施策に関する計画を策定し、これを推進するに当たっては、第 3 条の基本理念を踏まえて行うものとする。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、健康的な生活習慣の確立に取り組む等、個人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行うよう努めなくてはならない。

(市民活動団体の責務)

第 7 条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して、健康なまちづくりに寄与するよう努めなくてはならない。

- 2 市民活動団体は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなくてはならない。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自ら

## 平成 24 年 8 月 27 日定例記者会見記者発表事項（健康支援課）

の活動を通して健康なまちづくりに寄与するとともに、従業員及びその家族の健康づくりのための職場環境の整備に努めなくてはならない。

- 2 事業者は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなくてはならない。

（健康づくり関係者の責務）

第 9 条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して保健指導、健康診断、予防接種その他の保健医療に関する正しい情報を提供し、公平に保健医療に係るサービスの提供を受けられるよう努めなくてはならない。

- 2 健康づくり関係者は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなくてはならない。

（基本計画）

第 10 条 市長は、健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) からだの健康づくりに関すること。
- (2) 心の健康づくりに関すること。
- (3) 歯及び口腔<sup>こうくう</sup>の健康づくりに関すること。
- (4) 個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に関すること。

（からだの健康づくり）

第 11 条 市は、からだの健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 基本的な生活習慣の形成、健康の保持及び増進並びに生活習慣病予防、介護予防、感染症予防その他の疾病予防のために必要な健康診査、健康教育、予防接種等の事業並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (2) 薬の適正使用等薬に関する正しい知識の普及及び啓発に関する施策
- (3) 望ましい食習慣の形成及び食育の推進を図るために必要な教育、相談等の事業並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策

（心の健康づくり）

第 1 2 条 市は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持及び増進並びに自殺の予防を図るために必要な情報提供並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (2) 心の健康に係る相談及び支援に関する施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策  
(歯及び口腔<sup>こうくう</sup>の健康づくり)

第 1 3 条 市は、歯及び口腔<sup>こうくう</sup>の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたる歯及び口腔<sup>こうくう</sup>の健康づくりの推進、口腔機能<sup>こうくう</sup>の維持及び向上のために必要な事業並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (2) 歯科健診及び歯科治療を受けることが困難な者に対する歯及び口腔<sup>こうくう</sup>の健康づくりの推進に関する施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策  
(個人の健康を支え、守るための社会環境の整備)

第 1 4 条 市は、個人の健康を支え、守るための社会環境の整備を図るに当たり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の健康的な生活に影響するあらゆる分野における健康格差の縮小につながる施策
- (2) 地域社会における人と人とのつながりに関する施策
  - ア 人々が相互に信頼し、協力できる地域社会の構築に関する施策
  - イ 市民の主体的な社会参加の促進に関する施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策  
(健康なまちづくり審議会)

第 1 5 条 市長は、健康なまちづくりを推進するため、健康なまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、健康なまちづくりに関する基本的な計画及び健康なまちづくりに関する事項を調査審議するものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定により定められている計画は、第 10 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。